

愛媛県人権施策推進基本方針（第四次改訂）の構成

- **基本理念**
人権という普遍的な文化の創造
- **基本方針の目指すもの**
子どもから高齢者まで県民一人ひとりが生活に生きがいを感じ、安心して暮らすことができる「愛顔のあふれる愛媛県」の実現を目指す。
- **3つのキーワード**
 - ◎ 自己実現を尊重する…全ての人自分らしい生き方のできる地域社会の実現
 - ◎ 共同参画を保障する…全ての人平等に参加できる地域社会の実現
 - ◎ 共生社会を目指す…全ての人安心して暮らすことができる地域社会の実現

総合的な人権施策の推進

人権施策の推進方針

- あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
〔学校、地域社会、家庭、職場（企業）
県民参加型の効果的な啓発の推進〕
- 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進
〔公務員、教職員、警察職員、消防職員、
保健・医療・福祉関係者、マスメディア関係者〕
- 人権擁護体制の充実
〔人権相談の充実・強化
権利擁護への取組の推進〕

重要課題への対応

- ① 女性
- ② 子ども
- ③ 高齢者
- ④ 障がいのある人
- ⑤ 同和問題
- ⑥ 外国人
- ⑦ **エイズ患者・HIV感染者・新たな感染症（新型コロナウイルス感染症等）**
- ⑧ ハンセン病患者・回復者及びその家族
- ⑨ 犯罪被害者
- ⑩ **性的指向・ジェンダーアイデンティティ**
- ⑪ インターネットによる人権侵害
- ⑫ 北朝鮮による拉致問題
- ⑬ 被災者
- 【その他の重要課題】
- ⑭ 刑を終えて出所した人
- ⑮ アイヌの人々
- ⑯ ホームレス・生活困窮者
- ⑰ 人身取引
- ⑱ ハラスメント
- その他
〔例示〕
 - ・個人情報流出などプライバシーの保護
 - ・感染症や難病などの患者の人権問題
 - ・旧優生保護法下の強制不妊手術に関する問題
 - ・ひきこもりに関する問題

※太字、アンダーライン部分は変更箇所

推進体制

- 県庁に推進組織を設置し、部局間相互の連携の下、人権施策を推進
- 県人権啓発センターの機能強化
- 国及び市町との連携
- NPO、各種団体等との協働